

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法に基づく福島県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

平成三十年九月二十八日
福島県条例第六十九号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法に基づく福島県議会の議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法に基づく福島県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

(選挙区に関する特例)

第一条 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法(平成三十年法律第十八号。以下「特例法」という。)第三条第一項及び第二項に規定する一般選挙における福島県議会の議員の選挙区について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第二項から第四項まで及び第八項の規定を適用する場合においては、特例法第三条第一項の条例で定める指定市町村を、次に掲げるものとする。

南相馬市 広野町 檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯舘村

(特例人口の算出方法)

第二条 前条に規定する指定市町村の区域の人口については、特例法第三条第一項の規定により、平成二十二年の国勢調査の結果による人口に、平成二十七年九月三十日現在において住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者の数を平成二十二年九月三十日現在において同法に基づき住民基本台帳に記録されている者の数及び同年の国勢調査の結果による外国人の数の合計数で除して得た数を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を当該区域の人口とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。